

# 伊勢市公報

第493号  
 令和8年5月20日  
 水曜日

## 目次

	頁
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	2
○ 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	4
<b>告示</b>	
○ 指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業の廃止について	6
○ 公金の収納に関する事務の委託について	7
○ 公金の収納に関する事務の委託について	8
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	21
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 令和8年4月22日執行伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の公表について	22
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	29
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	30
<b>公告</b>	
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	31

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月15日

伊勢市病院事業管理者 中 村 昌 弘

## 伊勢市病院事業管理規程第 5 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 医師手当の部 2 の項中「120,000 円」を「52,100 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の別表第 8 の規定は、この規程の施行の日以後に職員（伊勢市病院企業職員の給与に関する規程第 2 条に規定する職員をいう。以下同じ。）となる者に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に職員となった者に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月15日

伊勢市病院事業管理者 中 村 昌 弘

## 伊勢市病院事業管理規程第6号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（年次有給休暇の単位等）」に改め、同条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「年次有給休暇」を「病院企業会計年度任用職員の年次有給休暇」に改め、同項を同条第1項とし、同条第5項を同条第2項とする。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。

伊勢市告示第 122 号

指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項及び第 115 条の 25 第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号及び第 115 条の 30 第 2 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 及び第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称  
社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地  
名 称 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 二見居宅介護支援事業所  
所在地 伊勢市二見町茶屋 456 番地 2
- 3 廃止の届出の受理をした年月日  
令和 8 年 2 月 26 日（事業所廃止年月日：令和 8 年 3 月 31 日）
- 4 サービスの種類  
居宅介護支援  
介護予防支援

伊勢市告示第 123 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地  
株式会社 電算システム  
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入等  
介護保険料
- 3 指定をした日  
令和 8 年 1 月 30 日
- 4 委託をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年5月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

株式会社 電算システム

岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

2 委託した公金事務に係る歳入等

- (1) 道路占用料
- (2) 法定外公共物（水路等）占用料
- (3) 河川占用料
- (4) 公園等使用料

3 指定をした日

令和8年1月28日

4 委託をした日

令和8年4月1日

## 5 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

伊勢市告示第 125 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地  
公益社団法人伊勢市シルバー人材センター  
伊勢市西豊浜町 141 番地 1
- 2 委託した公金事務に係る歳入等  
伊勢市しるば一応援隊サービス（訪問型サービス A 2）の利用料
- 3 指定をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 126 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 辻 哲 男

省略

変更後 中 尾 和 昭

省略

伊勢市告示第 127 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、植山町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 倉 正 通

省略

変更後 田 端 元

省略

伊勢市告示第 128 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上地町中久保・湯田野組から次のとおり変更の届出があったので、同条第  
10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 健

省略

変更後 中 西 貴 之

省略

伊勢市告示第 129 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東大淀町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 森 治 行

省略

変更後 西 村 尚 信

省略

伊勢市告示第 130 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、朝熊町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 橋 本 真 人

省略

変更後 大 西 政 道

省略

伊勢市告示第 131 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 濱 口 学

省略

変更後 水 田 晃 弘

省略

伊勢市告示第 132 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、小川町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 若 宮 典 夫

省略

変更後 岩 崎 昌 人

省略

伊勢市告示第 133 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
辻久留台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 藤 原 厚

省略

変更後 岩 崎 眞 市

省略

伊勢市告示第 134 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、川端町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 松 田 和 久

省略

変更後 中 山 典 久

省略

伊勢市告示第 135 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
中小俣自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 吉 岡 巧

省略

変更後 三 野 泰 嗣

省略

伊勢市告示第 136 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 竹 内 豊 彦

省略

変更後 三 浦 充

省略

伊勢市選挙管理委員会告示第47号

令和8年4月22日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙に関して、公職選挙法第189条（昭和25年法律第100号）の規定により伊勢市選挙管理委員会へ提出された公職の候補者の選挙運動費用に関する報告書の要旨は、下記のとおりでした。

令和8年5月12日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 可児 文敏

記

公職の候補者の選挙運動費用に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年4月22日執行  
伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
- 2 期 間 令和8年4月17日から4月21日までの5日間
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額  
(法定選挙運動費用) 1,180,600 円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	所属党派	出納責任者	報告受理年月日
山添久憲	無所属	山添久憲	令和8年5月1日
濱荻隆平	無所属	濱荻隆平	令和8年5月1日
土谷健一	無所属	土谷健一	令和8年5月1日
岩崎好訓	無所属	岩崎好訓	令和8年5月1日
傍田俊吉	無所属	傍田俊吉	令和8年5月1日
森井孝	無所属	森井孝	令和8年5月1日

収入支出金額は全候補者0円

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 令和8年4月22日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,180,600円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	山添 久憲	所属党派	無所属	期 間	4月17日から 4月21日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	山添 久憲					

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附 件				
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	令和8年 5月 1日			第 1 回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 令和8年4月22日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,180,600円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	濱荻 隆平	所属党派	無所属	期 間	4月17日から 4月21日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	濱荻 隆平					

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附 件				
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	令和8年 5月 1日			第 1 回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 令和8年4月22日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,180,600円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	土谷 健一	所属党派	無所属	期 間	4月17日から 4月21日まで
出納責任者氏名	土谷 健一				

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附 件				
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	令和8年 5月 1日			第 1 回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 令和8年4月22日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,180,600円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	岩崎 好訓	所属党派	無所属	期 間	4月17日から 4月21日まで
出納責任者氏名	岩崎 好訓				

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附 件				
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	令和8年 5月 1日			第 1 回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 令和8年4月22日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,180,600円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	傍田 俊吉	所属党派	無所属	期 間	4月17日から 4月21日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	傍田 俊吉					

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附 件				
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	令和8年 5月 1日			第 1 回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 令和8年4月22日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,180,600円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	森井 孝	所属党派	無所属	期 間	4月17日から 4月21日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	森井 孝					

収 入			支 出		
主たる寄附					
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額	
		0 円	人 件 費	0 円	
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0	
			通 信 費	0	
			交 通 費	0	
			印 刷 費	0	
			広 告 費	0	
			文 具 費	0	
			食 糧 費	0	
			休 泊 費	0	
			雑 費	0	
その他の寄附		件			
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計	0	
前 回 計			前 回 計		
総 計		0	総 計	0	
報告書受理年月日	令和8年 5月 1日			第 1 回報告分	

## 伊勢市農業委員会告示第5号

伊勢市農業委員会第245回総会を次のとおり招集します。

令和8年5月14日

伊勢市農業委員会  
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和8年5月15日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
  - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第5号 非農地証明願について
  - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について  
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)

## 伊勢市上下水道事業告示第4号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和8年5月15日から2週間、伊勢市上下水道部下水道課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

令和8年5月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和8年6月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
常磐2丁目、辻久留2丁目、勢田町、神田久志本町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町1126番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 26 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので、公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出及び同条第 3 項の規定による異議の申出は、ありませんでした。

令和 8 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。